紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年三月三十一日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

柳澤　君子	清水　達三　林　主税
楠原　豊松	日比野　尚　田邊　惠三
大村　廣光	深沢　幸雄　其阿弥太郎
佐藤フジエ	井坂　清志　長岡今朝吉
川崎　俊平	

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

後藤　守宏

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年三月三十一日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

堀場　雅夫	上前　智祐
淺井彌七郎	金光　富男

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年三月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故小金沢一雄遺族	小金沢しづゑ
故谷繁遺族	谷　和子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

	株式会社名古屋銀行
	渡島信用金庫
	株式会社シーテック
	新潟信用金庫
宗教法人千代保稲荷神社	
東京都民共済生活協同組合	
宗教法人真如苑	
能美防災株式会社	
大地みらい信用金庫	

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十二年三月三十一日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故松田良子遺族	松田　幹彦
故盤若タミ遺族	髙見さとゑ
故田島國夫遺族	田島　道子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

賞杯

公益の事務に勤勉したので、平成二十二年三月三十一日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故谷繁遺族　谷　和子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける（各通）

官庁報告

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

群馬労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、群馬県電気機械器具製造業最低工賃（平成19年群馬労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 22 年４月７日　　群馬労働局長　谷川　隆一

群馬県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　群馬県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　程	規　格	金　額
シールド線	両端末加工（絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。）	２しんで、かつ、６センチメートル以上の長さのもの	１本につき　４円68銭
	チューブ挿入（アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。）	６センチメートル以上の長さのもの	１端につき　１円27銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別（二次選別済みのもの）	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが６ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき　33銭
コネクター	差し（コネクターの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	２ピン以上10ピン以下のもの	１ピンにつき　57銭
コイル	仕上げ（下巻テープを１回巻き、リード線２本をはんだ付けし、かつ、外装テープを１回巻くものに限る。）		１個につき　12円46銭

4　効力発生の日　平成22年５月７日

公　告

諸　事　項

下閉伊北区域農用地整備事業における中島換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における中島換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年４月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

下閉伊北区域農用地整備事業における二升石１換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における二升石１換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年４月７日

農林水産大臣　赤松　広隆

下閉伊北区域農用地整備事業における二升石２換地区の換地処分のあった旨の公告

独立行政法人森林総合研究所から下閉伊北区域農用地整備事業における二升石２換地区の換地処分をした旨の届出があったので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第23条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第４項の規定に基づき、その旨公告する。

平成 22 年４月７日

農林水産大臣　赤松　広隆